



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*14 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 人事委員会規則

*2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2

*3 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 2

*4 警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 3

*5 職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 4

○ 告示

283 指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)..... 4

284 平成26年度計量器定期検査 (商工観光労働総務課)..... 4

285 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 6

286 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)..... 8

287 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための注射の実施 (")..... 9

288 保安林の指定の解除 (森林整備課)..... 10

289 保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在の不明 (")..... 10

290 " (")..... 11

291 公共測量の終了 (技術調査課)..... 12

292 道路の区域変更 (道路保全課)..... 12

293 " (")..... 13

294 道路の供用開始 (")..... 13

○ 訓令

*1 和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令 (管財課)..... 14

○ 正誤

平成26年3月7日付け和歌山県報第2536号入札公告中 24

規 則

和歌山県規則第14号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前の証紙の買受けに係る証紙取扱手数料については、改正後の第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月18日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがある場合にあつては同表に定める資格基準に従い決定するものとする。

第15条第1項中「（職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削る。
第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条第1項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあつては同表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（次の各号に掲げる職務の級に昇格させる場合で人事委員会の定めるときに限り、2級以上上位の職務の級）に決定するものとする。

- (1) 行政職給料表の職務の級7級、8級及び9級
- (2) 研究職給料表の職務の級5級
- (3) 医療職給料表（1）の職務の級3級及び4級
- (4) 医療職給料表（2）の職務の級7級
- (5) 医療職給料表（3）の職務の級6級

第20条第4項中「による昇格」の次に「（第1項各号に掲げる職務の級に昇格させる場合を除く。）」を加える。

第23条第2項中「前2条」を「前3条」に改める。

第25条第1項中「第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表」を「その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあつては同表」に改める。

第27条第1項中「第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表」を「その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあつては同表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第3号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月18日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがある場合にあっては同表に定める資格基準に従い決定するものとする。

第15条第1項中「（職務の級を第11条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削る。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

第20条第1項を次のように改める。

職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあっては同表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（次の各号に掲げる職務の級に昇格させる場合で人事委員会の定めるときに限り、2級以上上位の職務の級）に決定するものとする。

(1) 高等学校等教育職員給料表の職務の級3級及び4級

(2) 中学校教育職員給料表の職務の級3級及び4級

第20条第4項中「による昇格」の次に「（第1項各号に掲げる職務の級に昇格させる場合を除く。）」を加える。

第23条第2項中「前2条」を「前3条」に改める。

第24条の2第1項中「第11条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあっては級別資格基準表」を「その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあっては同表」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第4号

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月18日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

警察官の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項を次のように改める。

新たに警察官となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがある場合にあっては同表に定める資格基準に従い決定するものとする。

第14条第1項中「（職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。）」を削り、「職員」を「警察官」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第19条第1項を次のように改める。

警察官を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その職務の級について級別資格基準表に定めがあるときにあっては同表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級（職務の級8級及び9級に昇格させる場合で人事委員会の定めるときに限り、2級以上上位の職務の級）に決定するものとする。

第19条第4項中「による昇格」の次に「（職務の級8級及び9級に昇格させる場合を除く。）」を加える。

第21条第2項中「前条」を「前2条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第5号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月18日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和26年和歌山県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、又は」を「又は」に改め、同条第3号及び第5号中「基き」を「基づき」に改め、同条第12号中「外」を「ほか」に改め、同号を同条第14号とし、同条第11号の次に次の2号を加える。

(12) 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号）第2条第3項に規定する採血事業者の実施する献血に協力する場合（採血に要する時間に限る。）

(13) 本職の業務に従事するために教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状又は同条第3項に規定する特別免許状が必要な職員が、同法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習を受ける場合（本職の業務に支障のない期間に限る。）

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第283号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051800120	めろん教室	岩出市金池474番地の1	放課後等デイサービス	株式会社Green Island	和歌山市土佐町二丁目53番地の1	平成26.3.1

和歌山県告示第284号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第2項の規定により、平成26年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 集合場所検査

実施区域	実施場所	実施年月日
紀美野町	紀美野町役場長谷毛原出張所	平成26年4月24日

	紀美野町役場国吉出張所	〃
	ながみね農業協同組合美里支店	〃
	紀美野町農業構造改善センター	平成26年4月25日
	紀美野町中央公民館	〃
海南市	海南市立加茂川幼稚園	平成26年5月8日
	海南市下津港湾防災会館	〃
	塩津コミュニティセンター	平成26年5月9日
	海南市下津行政局	〃
	亀川公民館	平成26年5月14日
	大野公民館	〃
	海南市役所野上支所	〃
	内海公民館	平成26年5月15日
	黒江防災コミュニティセンター	〃
	海南保健福祉センター	平成26年5月16日
広川町	広川町役場	平成26年5月20日
湯浅町	駅前多目的広場	平成26年5月22日
	〃	平成26年5月23日
有田川町	有田川町安諦地区基幹集落センター	平成26年5月28日
	有田川町役場清水行政局	〃
	ありだ農業協同組合清水支所旧粟生店	平成26年5月29日
	JAありだAQ総合第2選果場	〃
	有田川町役場金屋庁舎	平成26年5月30日
	吉備浄化センター	平成26年6月4日
	〃	平成26年6月5日
	〃	平成26年6月6日
有田市	保田公民館	平成26年6月18日
	宮原公民館	〃
	箕島漁村センター	平成26年6月19日
	初島公民館	〃
	有田市役所地下1階	平成26年6月20日
岩出市	岩出総合保健福祉センター	平成26年6月26日
	〃	平成26年6月27日
串本町	串本町公民館和深支館	平成26年7月2日
	串本町公民館田並支館	〃
	串本町文化センター	平成26年7月3日
	串本町役場古座分庁舎	平成26年7月4日

	山村交流センター	〃
那智勝浦町	宇久井区民会館	平成26年7月23日
	那智勝浦町役場色川出張所	〃
	天満公民館	平成26年7月24日
	和歌山東漁業協同組合浦神支所	〃
	那智勝浦町役場下里出張所	〃
	那智勝浦町役場太田出張所	〃
	那智勝浦町役場	平成26年7月25日
北山村	北山村観光センター	平成26年9月4日
田辺市本宮町	田辺市本宮行政局	平成26年9月5日
新宮市	新宮市熊野川行政局	平成26年9月5日
	佐野会館	平成26年9月10日
	新宮市民会館	平成26年9月11日
	〃	平成26年9月12日
	高田グリーンランド	〃
太地町	太地町公民館	平成26年10月8日
	太地町漁業協同組合	〃
古座川町	古座川町役場七川出張所	平成26年10月9日
	古座川町役場明神出張所	〃
	古座川町役場	平成26年10月10日
紀の川市	紀の川市役所那賀支所	平成26年10月15日
	紀の川市役所粉河支所	平成26年10月16日
	中貴志コミュニティセンター	平成26年10月17日
	紀の川市役所桃山支所	平成26年10月22日
	紀の川市役所本庁南別館（打田保健福祉センター）	〃
	〃	平成26年10月23日
	〃	平成26年10月24日

3 所在場所検査

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに定めるものについては、平成26年4月24日から平成27年3月31日までの間に、その計量器の所在する場所において実施する。

和歌山県告示第285号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書

を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・ロウズ365岩出北店

和歌山県岩出市今中119-1 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男

和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) プライスカット岩出北店

(変更後) ザ・ロウズ365岩出北店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

株式会社オークワ 代表取締役 神吉康成

和歌山県和歌山市中島185番地の3

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目38番1号

株式会社オースリー 代表取締役 衣笠敦夫

埼玉県和光市白子三丁目15番5号

有限会社ユリア 代表取締役 中村修史

和歌山県海草郡紀美野町西野702番地の5

(変更後)

株式会社ヒラマツ 代表取締役 有本隆男

和歌山県和歌山市新中通六丁目15番地

株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目38番1号

4 変更年月日

平成26年2月21日

5 変更した理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更のため

6 届出年月日

平成26年2月24日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部農林経済課（岩出市西野209番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成26年3月18日から同年7月18日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第286号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) ヨーネ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するため
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 低病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (5) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (6) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (7) 腐そ病の発生予防のため
- (8) 牛流行熱の発生予察のため
- (9) イバラキ病の発生予察のため
- (10) アカバネ病の発生予察のため
- (11) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (12) チュウザン病の発生予察のため

2 実施する区域

- (1) ヨーネ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (7) 腐そ病検査 県内全域
- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

- (1) ヨーネ病検査 牛（搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛及びこれと同一施設内で飼養している牛に限る。）
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛の死体（同条第2項ただし書に該当する場合を除く。）及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏（種鶏について、おおむね飼養羽数の10%、最小100羽）
- (6) 馬伝染性貧血検査 馬
- (7) 腐そ病検査 蜜蜂

- (8) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (9) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (10) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (11) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛
- (12) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認めた牛

4 実施の期日

- (1) ヨーネ病検査 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (6) 馬伝染性貧血検査 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (7) 腐そ病検査 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (8) 牛流行熱検査 原則として平成26年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) イバラキ病検査 原則として平成26年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) アカバネ病検査 原則として平成26年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (11) アイノウイルス感染症検査 原則として平成26年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (12) チュウザン病検査 原則として平成26年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬

5 検査の方法

- (1) ヨーネ病検査 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項に規定する方法
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (4) 低病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査（エライザ検査）その他必要な検査
- (5) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応（平板急速凝集反応）
- (6) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条第2項に規定する方法
- (7) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (8) 牛流行熱検査 臨床検査及び血清学的検査
- (9) イバラキ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (10) アカバネ病検査 臨床検査及び血清学的検査
- (11) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的検査
- (12) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

和歌山県告示第287号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 実施の目的

- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) アカバネ病の発生予防のため
- (4) チュウザン病の発生予防のため
- (5) アイノウイルス感染症の発生予防のため

(6) 豚丹毒の発生予防のため

(7) 流行性脳炎の発生予防のため

(8) 炭その発生予防のため

2 実施する区域

(1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域

(2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域

(3) アカバネ病予防注射 県内全域

(4) チュウザン病予防注射 県内全域

(5) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域

(6) 豚丹毒予防注射 県内全域

(7) 流行性脳炎予防注射 県内全域

(8) 炭そ予防注射 紀北家畜保健衛生所の管轄区域で家畜保健衛生所長が適切であると認めた区域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛

(2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛

(3) アカバネ病予防注射 牛

(4) チュウザン病予防注射 牛

(5) アイノウイルス感染症予防注射 牛

(6) 豚丹毒予防注射 豚

(7) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)

(8) 炭そ予防注射 牛

4 実施の期日

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

5 注射の方法

(1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防液を筋肉内に注射する。

(2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。

(3) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に注射する。

(4) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉内に注射する。

(5) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染症等予防液を筋肉内に注射する。

(6) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。

(7) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予防液を皮下に注射する。

ア 経産豚 1回

イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

(8) 炭そ予防注射 炭そ予防液(無胸膜弱毒株)を皮下注射する。

和歌山県告示第288号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 有田市宮崎町字女ノ浦1925の1から1925の5まで

2 保安林として指定された目的 潮害の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第289号

平成26年和歌山県告示第115号（以下「告示第115号」という。）で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
住所不明
新家銀三郎
- 2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件
告示第115号のとおり

和歌山県告示第290号

平成26年和歌山県告示第116号（以下「告示第116号」という。）で告示した保安林の指定予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
和歌山県田辺市向山648
川根才助
和歌山県田辺市西大谷168
久保庄六
和歌山県田辺市西大谷168
久保虎一
和歌山県田辺市西大谷47
小碓福松
和歌山県田辺市北新町26
阪本熊太郎
和歌山県田辺市西大谷298
清水忠助
和歌山県田辺市西大谷128
清水長吉
和歌山県田辺市西大谷50
千本定一
和歌山県田辺市西大谷106
千本仁平
住所不明
千本傳太郎
和歌山県田辺市西大谷136-2
千本藤三
和歌山県田辺市西大谷179
永井あや子
和歌山県田辺市西大谷179
永井彌作

和歌山県田辺市西大谷179

永井芳男

和歌山県田辺市西大谷309

中村傳松

住所不明

畠山國太郎

和歌山県田辺市西大谷131-2

畠山庄作

和歌山県田辺市西大谷125

畠山惣三郎

住所不明

平岡金五郎

和歌山県田辺市西大谷298

平岡長太郎

和歌山県田辺市西大谷133

古湖亀一

和歌山県田辺市西大谷551

峯岡利一

和歌山県田辺市西大谷123

峯垣信一

2 保安林予定森林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件

告示第116号のとおり

和歌山県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき御坊市長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年9月9日から平成26年2月28日まで
- 3 作業地域 和歌山県御坊市の一部

和歌山県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 168号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル

新宮市熊野川町能城山本字西峯 1095番1地先から同市熊野川町 日足字寺風呂谷301番8地先まで	旧	7.90 } 28.13	2,053.00	一般国道169号との重用延長2,053.00メートルを含む。 三津野橋 L=83.70 高倉橋 L=10.60
同上	新	7.90 } 28.13	2,053.00	一般国道169号との重用延長2,053.00メートルを含む。 三津野橋 L=83.70 高倉橋 L=10.60
同上	新	11.70 } 55.90	1,382.92	一般国道169号との重用延長1,382.92メートルを含む。 三津ノ高架橋 L=1,052.00

和歌山県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 169号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
新宮市熊野川町日足字寺風呂谷 318番1地先から同市熊野川町能 城山本字竹ノ前334番2地先まで	旧	7.90 } 28.13	2,053.00	一般国道168号との重用延長2,053.00メートルを含む。 三津野橋 L=83.70 高倉橋 L=10.60
同上	新	7.90 } 28.13	2,053.00	一般国道168号との重用延長2,053.00メートルを含む。 三津野橋 L=83.70 高倉橋 L=10.60
同上	新	11.70 } 55.90	1,382.92	一般国道168号との重用延長1,382.92メートルを含む。 三津ノ高架橋 L=1,052.00

和歌山県告示第294号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 168号

供用開始の区間 新宮市熊野川町能城山本字西峯1095番1地先から同市熊野川町日足字寺風呂谷301番8

地先まで

供用開始の期日 平成26年3月22日 午後5時

訓 令

和歌山県訓令第1号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員住宅管理規程（昭和41年和歌山県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「工作物」の次に「自動車保管場所」を加える。

第5条第3項第2号中「き損滅失」を「毀損滅失」に改める。

第6条中「勤務する職員」の次に「（ただし、教育庁組織並びに警察本部組織及び警察署組織に勤務する職員は除く。）」を加える。

第7条中「職員住宅使用申請書」の次に「及び別記第2号様式による入居誓約書」を加える。

第8条第2項中「別記第2号様式」を「別記第3号様式」に改める。

第9条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、月の途中で使用を許可された者については、当該月分の翌月分から使用料を納付するものとし、月の途中で退去する者については、当該月分までの使用料を納付するものとする。

第13条第1項中「職員住宅が」の次に「著しく」を加え、「き損し」を「毀損し」に、「別記第3号様式」を「別記第4号様式」に、「職員住宅き損（滅失）状況報告書」を「職員住宅毀損（滅失）状況報告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、管理機関の長が特にその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

第14条中「き損した」を「毀損した」に改める。

第15条第1項第3号中「取り替え」を「取替え」に改める。

第16条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第18条中「別記第4号様式」を「別記第5号様式」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（自動車保管場所の使用）

第21条 使用者又は使用希望者（以下「職員住宅使用者等」という。）は、職員住宅の一部に自動車（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車であって職員住宅使用者等が保有又は使用するものをいう。以下この条において同じ。）を保管しようとするときは、別記第6号様式による職員住宅に係る自動車保管場所貸与申請書を管理機関の長に提出しなければならない。

2 管理機関の長は、前項の申請書を受理したときは、職員住宅の管理上支障のない範囲で貸与を決定する。

3 管理機関の長は、前項により貸与を決定したときは、別記第7号様式による職員住宅に係る自動車保管場所貸与承認書を当該所属長を経由して交付するものとする。

4 前項の貸与承認を受けた者は、次の各号のいずれかに変更が生じたときは、別記第8号様式による自動車保管場所貸与申請事項変更届を管理機関の長に提出しなければならない。

(1) 自動車の車名

(2) 自動車の登録番号

(3) 自動車の所有者

(4) 自動車の使用者

- 5 第9条第2項の規定は、自動車保管場所の使用について準用する。この場合において、第9条第2項中「使用を許可された者」とあるのは「自動車保管場所の貸与承認を受けた者」と、「退去する者」とあるのは「自動車保管場所を明け渡す者」と読み替えるものとする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 7 条関係)

年 月 日

(管理機関の長) 様

所属名

職氏名

(職員番号

印

)

職 員 住 宅 使 用 申 請 書

職員住宅を使用したいので許可を申請します。

記

1 希望住宅名

第 1 希望

第 2 希望

第 3 希望

2 申請理由 (具体的かつ詳細に記載すること。)

3 現在の住所・電話番号

住所:

電話番号 (自宅・携帯):

(所 属):

4 家族構成 (同居する者について記載すること。)

氏 名	続 柄	職 業	備 考

受 付 日	鍵 引 渡 日

別記第4号様式を削り、別記第3号様式中「職員住宅き損（滅失）状況報告書」を「職員住宅毀損（滅失）状況報告書」に、「き損」を「毀損」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第2号様式を別記第3号様式とし、別記第1号様式の次に次の1様式を加える。

別記第 2 号様式 (第 7 条関係)

(管理機関の長) 様

入居誓約書

この度、私は職員住宅に入居するに当たり、和歌山県職員住宅管理規程 (昭和 41 年和歌山県訓令第 1 号) について遵守することを、誓約いたします。

年 月 日

所属 :

氏名 :

印

別記第4号様式の次に次の4様式を加える。

別記第 5 号様式 (第 18 条関係)

年 月 日

(管理機関の長) 様

所属名

職氏名 (印)

(職員番号)

電話番号

(自宅・携帯):

(所 属):

職 員 住 宅 退 去 届

年 月 日 職員住宅 (番号) を退去します
のでお届けします。

※ 退去日の 1 週間前までに、必要事項を記入の上、この用紙を提出願います。
なお、人事異動時等は、この限りではありません。

受 付 日	鍵 受 領 日

別記第 6 号様式 (第 2 1 条関係)

職員住宅に係る自動車保管場所貸与申請書

年 月 日

(管理機関の長) 様

現住所

所 属

職氏名

ⓐ

(職員番号)

下記の自動車の保管場所の貸与を受けたいので申請します。自動車の保管場所を含め、職員住宅の使用については、法令の規定及び指示に反しないことを確約します。

記

自動車の車名		自動車登録番号	
自動車の所有者			
自動車の使用者			
貸与職員住宅名		住宅部屋番号	

- ※ 当該保管場所の貸与を受けようとする自動車の車検証から転記すること。
- ※ 職員住宅の被貸与者は、自動車の所有者又は使用者と同一人であること。
- ※ 貸与を受けようとする保管場所の位置図を添付すること。

別記第 7 号様式(第 2 1 条関係)

職員住宅に係る自動車保管場所貸与承認書

年 月 日

様

管理機関の長 印

年 月 日付けで申請のあった職員住宅に係る自動車保管場所の貸与については、下記のとおり自動車保管場所の貸与を承認します。

記

- 1 貸与自動車保管場所
住宅名・所在地
- 2 貸与開始日
年 月 日
- 3 自動車保管場所使用料
円 (月額)
- 4 自動車登録番号
- 5 自動車の保管場所貸与の条件
 - (1) 被貸与者は、善良な管理者の注意をもって自動車の保管場所を使用しなければならない。
 - (2) 被貸与者は、自動車の貸与場所を他に貸し付け、又は他の用に供してはならない。
 - (3) 被貸与者は、その責めに帰すべき事由により自動車の保管場所を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なくこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。
 - (4) 被貸与者が次のいずれかに該当することとなった場合には、その該当することとなった日から 20 日以内に自動車保管場所を明け渡さなければならない。
 - ア 和歌山県職員住宅管理規程(昭和 41 年和歌山県訓令第 1 号)第 17 条に規定する退去の事由が生じたとき。
 - イ 自動車保管場所を廃止する必要があるため、その明渡しを請求されたとき。
 - (5) 被貸与者は、県が工事等職員住宅の維持管理のため、一時的に自動車保管場所の明渡しを請求した場合は、これに従わなければならない。
 - (6) 被貸与者が自動車の保管場所を明け渡す場合には、明け渡す日の 1 週間前までに明け渡す日を届けるとともに、自動車保管場所を正常な状態において引き渡さなければならない。
 - (7) 被貸与者は、その使用する自動車に変更が生じた場合には、速やかに管理機関に届けなければならない。
 - (8) 職員住宅の維持管理のため、県において、自動車の保管場所を調査するときは、被貸与者はこれに従わなければならない。
 - (9) 職員住宅構内における盗難、損傷等の事故により、被貸与者が受けた損害については、県は一切その責任を負わない。
 - (10) 上記のほか、被貸与者は自動車の保管場所及び自動車の使用について県の指示に反してはならない。
 - (11) 自動車の保管場所は、当該保管場所が設置されている宿舍の被貸与者 1 名につき 1 台に限る。

別記第 8 号様式 (第 2 1 条関係)

自動車保管場所貸与申請事項変更届出書

年 月 日

(管理機関の長) 様

住 宅 名

部 屋 番 号

所 属

職 氏 名

Ⓜ

(職員番号)

自動車保管場所貸与申請に記載した事項について、下記のとおり変更があったので届け出ます。

- 1 自動車保管場所
別図のとおり
- 2 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後
自 動 車 の 車 名		
自 動 車 登 録 番 号		
自 動 車 の 所 有 者		
自 動 車 の 使 用 者		

※ 当該保管場所の貸与を受けようとする自動車の車検証から転記すること。

※ 職員住宅の被貸与者は、自動車の所有者又は使用者と同一人であること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

正 誤

平成26年3月7日付け和歌山県報第2536号入札公告中

ページ	行目	誤	正
24	上から15及び16	当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。	以下「入札金額」という。